

公正取引課の広報・広聴活動！ ～法令違反を未然に防止するために～



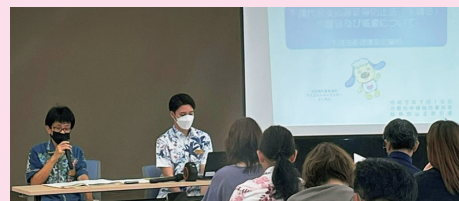
公正取引課では、所管する法令について、違反行為を排除するために厳正な法執行を行うとともに、講習会を実施するなど、違反行為の未然防止の観点から、普及・啓発活動を実施しています。群星3・4月号でご紹介した独占禁止法に関する取組に引き続き、今号では主に下請法及び景品表示法に関する令和5年度の取組をご紹介します。

令和5年7月19日（水）に、読谷村において、おや じぎょうしゃ親事業者を対象に下請法基礎講習会・景品表示法説明会を開催しました。48名の事業者の方々が参加してくださいました。

下請法基礎講習会では、下請法の基礎知識を丁寧に説明し、下請取引の内容、親事業者の義務及び禁止行為について理解を深めていただきました。

また、景品表示法説明会では、景品表示法の概要や最近の違反事例を説明し、不当表示の禁止や景品類の制限等について理解を深めていただきました。

参加者からは「違反事例がわかりやすく、会社でも共有しようと思う。」といったご意見をいただきました。



▲下請法基礎講習会の講師や参加者の様子



▶景品表示法を説明する職員

公正取引委員会は、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」として、下請法の普及・啓発に関する取組を集中的に行っています。今年度の下請取引適正化推進月間では、以下のキャンペーン標語のもとで、普及・啓発に関する取組を行います。



「どっきん」

令和5年度「下請取引適正化推進月間」キャンペーン標語 「見直そう」 その一言で 救われる

下請法の基礎知識（親事業者の義務、禁止行為など）を説明した動画をご覧ください。



動画掲載場所

公正取引委員会 公式 YouTube チャンネル
<https://www.youtube.com/@JFTCchannel/featured>

令和5年10月からインボイス制度が始まりました！ 発注事業者から一方的に取引価格を引き下げられていませんか？

公正取引委員会は、インボイス制度の実施に際して免税事業者とその取引先との間で独占禁止法・下請法上問題となり得る行為について、令和4年1月、関係省庁と共同で作成した「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」（インボイスQ&A）において独占禁止法・下請法上の考え方を明らかにしています。

例えば、発注事業者（課税事業者）が、免税事業者に対し、課税事業者にならなければ、取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切ることにするなどと一方的に通告することは、独占禁止法上または下請法上、問題となるおそれがあります。（インボイスQ&AのQ7）

ご紹介したインボイスQ&Aの詳しい説明や公正取引委員会によるインボイス制度に関する注意事例等については、右二次元コードからご覧いただけます。



公正取引課では、皆様のニーズに合わせ、県内各地に所管法律に関する講師派遣や講習会を行っています。お気軽にご連絡ください。

【お問合せ先】 総務部 公正取引課 098-866-0049

